

令和4年度事業報告書

特別養護老人ホームこじか荘
こじか荘通所介護事業所
老人介護支援センターこじか荘
こじか荘居宅介護支援事業所
こじか荘短期入所生活介護事業所

令和4年度は、次の基本理念、基本方針、重点事項に基づき事業を行った。

【基本理念】

- 1 わたしたちは、利用者一人ひとりの尊厳を大切にし、安心して生活していただけるよう、利用者主役の施設を目指します。
- 2 わたしたちは、自己啓発と相互研鑽に励み、人間性と専門性を高めることに努め、人として成長する職員であることを目指します。
- 3 わたしたちは、地域の人々との連携を密にし、心の通い合う明るい施設として、地域社会の要請に応え、地域に貢献する施設を目指します。

【基本方針】

〈特別養護老人ホームこじか荘〉

- 1 利用者の人権尊重と自立支援を念頭に置き、症状の多岐に渡る利用者を受け入れ、施設サービス計画書の同意を基に、安全で良質な、質の高い介護サービスを提供する。
- 2 地域の要望に添いながら、地域との連携を深め、地域住民に信頼される開かれた施設作りを目指す。
- 3 研修を重ね、生命の尊厳を守り、「いつも笑顔で優しく温かい」精神を基調とする人材を育成する。

〈こじか荘通所介護事業所〉

利用する要支援・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。利用者の社会参加及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。また、施設機能の充実並びに職員の専門性及び資質の向上に努め、適切な指定通所介護（第1号通所事業を含む）サービスの提供を図る。

〈老人介護支援センターこじか荘〉

吉舎町及び三良坂町内の在宅の要援護高齢者もしくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健福祉サービスが、総合的に受けられるように地域包括支援センター、市町村等関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等との連携調整等の便宜を

提供し、地域の在宅高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。また、職員の専門性及び資質の向上に努める。

認知症カフェ活動を行うことで、認知症の人が住みなれた地域で暮らし続ける事ができるようネットワークを形成していく。

〈こじか荘居宅介護支援事業所〉

三次市内の居宅において要介護状態にある高齢者に対し、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、公正中立な立場で適正な居宅サービス計画の提供を行うとともに、関係機関及び事業所等との連携に努める。また、職員の専門性及び資質の向上に努める。

〈こじか荘短期入所生活介護事業所〉

利用する要支援・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援・介護、その他の日常生活上の援助及びレクリエーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。また、施設機能の充実並びに職員の専門性及び資質の向上に努め、適切な指定短期入所生活介護（介護予防を含む）サービスの提供を図る。

【重点目標】

〈特別養護老人ホームこじか荘〉

- 1 利用者の身体的、精神的状態や体調不調を早期発見し、多職種で連携・協働し合い利用者の健康維持、心身機能の維持、向上に努める。
- 2 事故のリスク軽減を図り、利用者にとって安全、安心、安楽な環境の提供を目指す。
また、災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供する。
- 3 利用者の個々にあった介護を行い、安心して、穏やかな生活を送って頂けるよう努める。また、利用者の生活の潤いとして、また生活の目標や生きがいとなるように四季折々の行事や生きがい活動の充実を図り、利用者の楽しめる活動や行事などを計画していく。
- 4 感染症や食中毒の発生、及びその蔓延防止のために感染症や食中毒予防の正しい知識を共有し、職員の自己管理、利用者一人一人の健康管理と感染症予防に努める。
その上で、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供する。
- 5 『その人らしさ』を大切にし、本人や家族の想いに寄り添い、安らかな最期が迎えられるように、本人、家族、嘱託医等、多職種との連携・協議を図りながら、本人や家族の尊厳を支える看取り介護に努める。

〈こじか荘通所介護事業所〉

- 1 利用者の安定的な確保を目指す。
 - ・居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携を図る。
 - ・定期的に居宅介護支援事業所、地域包括支援センターを訪問し利用者確保のために情報収集とこじか荘の情報を伝える。
- 2 個別機能訓練・栄養改善・口腔機能向上に求められる専門性を磨きながら、多職種協働によるチームケアを行い、適切な計画、実行、評価、改善を繰り返し実施することで訓練効果を在宅生活に反映させる。
 - ・利用者のニーズに応えるためアセスメントを行い必要な支援計画を立てる。
 - ・ケアマネージャーや家族、また関連機関等と定期的に連携を図る。
 - ・本人、家族への丁寧な内容説明を行う。
 - ・月1回のカンファレンス時間を設け、機能訓練内容に専門職等の意見を反映させ、連携を図り定期的にモニタリングを行う。
- 3 地域との連携の強化を図る。
 - ・事業の運営にあたって、地域住民やボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
 - ・地域サロン・認知症カフェ等へ出席する。
- 4 事故防止と感染症予防対策を強化する。
 - ・インシデントの報告と事故報告に対して分析と検討を行い、事故防止に努める。感染症予防に対して正しい知識と研修を職員全員が共有し、感染症の蔓延を防ぐ。
 - ・職員は自己管理に努める。
 - ・事故のリスク軽減を図り、利用者にとって安全、安心、安楽な環境の提供を目指す。
 - ・感染症や災害が発生した場合であっても利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供する。

〈老人介護支援センターこじか荘〉

- 1 地域の福祉の拠点として地域社会に貢献する。
- 2 地域行事へ参加する。
- 3 三次市認知症カフェ認定事業及び協力を行う。

〈こじか荘居宅介護支援事業所〉

1 協力体制強化と自立支援の実現

利用者が住み慣れた地域で、馴染みの人々と共に暮らせるように、関係機関や事業所・協力委員等との協力体制を強化していくと共に、自立支援の実現を目指す。

2 地域ネットワークの構築

三次市における地域包括ケアシステムの実現にむけて、個々のネットワークが必要なケースについて、地域ケア会議・調整会議等で検討することでネットワーク作りを行う。

また、地域ケア会議、調整会議等に於いて個々のケースを地域に繋げ、地域の社会資源の把握や活用に努め、高齢者を取り巻く地域に於ける課題を抽出し、課題解決に

向けて各関係機関と連携を更に強化し、総合的にケアマネジメント機能を高める。且つ地域包括ケア推進チームの中で果たすべき居宅介護支援事業所の役割を明確にし、積極的に参画する。

3 ケアマネジメント力の向上

三次市が計画している居宅介護支援事業所を対象としたケアプランの点検事業や居宅介護支援事業所の評価事業に対して理解を深め、自立支援と状態像の改善というテーマを再確認しながら、適正なケアプランについて原点に戻って自ら点検を行う。医療機関において医師の診断を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う。

また、ケアプランの短期目標をより具体的にし、目標に向けて、各々の役割を明確にする。モニタリングを具体的に行うことで、取り組みや達成状況をより確実に把握し、次の取り組みに繋げていく。

4 事務処理の効率化

1日の訪問件数・帰宅時間を決めることで、確実に事務処理が出来るようにしていく。簡素化するもの、詳細にするもの等、見直しを行う。

5 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。また、ケースの災害時の避難行動計画を作成する。

〈こじか荘短期入所生活介護事業所〉

- 1 在宅生活を基本とした生活の維持、向上を図ることを目的に、身体機能の低下や認知症の進行の予防のために、利用中も有する能力が発揮でき、余暇時間を有意義に過ごせるように、行事、生きがい活動を通じて、楽しく、生き生きとした生活を提供する。
- 2 中重度の要介護者や認知症高齢者の方を積極的に受け入れる。認知症ケアについては、認知症アドバイザーと共に、適切な認知症ケアを行う。
- 3 看取り介護状態の利用者においては、ご本人やご家族の願いに寄り添い、安らかな最期が迎えられるように、ご本人、ご家族、担当ケアマネージャー、かかりつけ医、嘱託医、多職種との連携・協働を図りながらご本人やご家族の尊厳を支える看取り介護に努める。

【事業所基準概要】

〈特別養護老人ホームこじか荘〉

入所定員	50名
施設基準	I
介護職員及び看護職員の配置	3 : 1 (併設短期入所を含む)
夜間勤務条件基準 (夜間職員基準)	基準型

〈こじか荘通所介護事業所〉

基準等	併設型・所要時間6時間以上7時間未満の場合を基準とする。
利用定員	要支援・要介護認定該当者 25名

通常の営業時間 8時15分～17時15分
 サービス提供時間 9時30分～15時40分
 休業日 日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）

〈老人介護支援センターこじか荘〉

開所日時 毎日 8時15分～17時15分
 職員体制 居宅介護支援事業所職員（ソーシャルワーカー、介護福祉士の各1名）
 が対応する。

（居宅介護支援事業所職員不在の場合は特養の夜勤者及び事務職員が対応）

利用対象者 吉舎町及び三良坂町内に在住する在宅高齢者及びその家族等

〈こじか荘居宅介護支援事業所〉

営業日 日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日
 受付時間 8時15分～17時15分
 職員体制 所長 1名
 主任介護支援専門員 1名（所長兼務）
 介護支援専門員 2名

（担当職員が不在の場合は特養の夜勤者及び事務職員が対応）

〈こじか荘短期入所生活介護事業所〉

提供サービスの種類 短期入所生活介護（介護予防を含む）サービス
 利用者定員 4名
 施設区分 併設型
 施設基準 I
 介護職員及び看護職員の配置 3：1（併設母体の特養を含む）
 送迎体制 有り
 夜間勤務条件基準（夜間職員基準） 基準型

【利用状況】

〈特別養護老人ホームこじか荘〉

1 延べ利用者数

月	4	5	6	7	8	9	計
延人数	1,500	1,512	1,450	1,520	1,539	1,500	17,823
月	10	11	12	1	2	3	
延人数	1,536	1,445	1,497	1,510	1,342	1,472	

2 利用者の入退所状況

(定員50名)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
初日における現員数	50	50	47	48	50	50	50	50	48	49	49	47	588	
当月内の 異動	入所	0	1	3	3	1	0	1	4	2	1	1	3	20
	退所	0	4	2	1	1	0	1	6	1	1	3	1	21

3 空床型短期入所生活介護サービス

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実利用者数	0	0	1	3	2	0	1	3	4	1	3	5	23
延べ利用者数	0	0	1	7	2	0	3	28	18	9	37	33	138

〈こじか荘短期入所生活介護事業所〉

短期入所生活介護サービス

(定員4名)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実利用者数	13	13	13	14	13	12	13	13	13	12	14	16	159
延べ利用者数	116	103	101	122	116	132	119	98	74	104	93	97	1,275

〈こじか荘通所介護事業所〉

1 通所介護サービス

(定員25名予防を含む)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実利用者数	38	39	39	36	35	37	41	42	39	36	36	39	457
延べ利用者数	331	358	360	331	236	333	356	356	326	302	300	356	3,945

2 介護予防通所介護サービス

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実利用者数	15	13	13	13	11	11	10	9	9	8	9	8	129
延べ利用者数	75	67	66	70	33	55	55	43	46	45	53	57	665

〈こじか荘居宅介護支援事業所〉

1 居宅介護支援サービス

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
要支援者数	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	2	36
要介護者数	76	76	72	74	74	79	85	86	82	82	85	86	957

2 認定調査委託数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
要支援者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護者数	4	5	3	7	6	6	6	2	3	3	12	4	61

【事業内容】

〈特別養護老人ホームこじか荘〉

〈こじか荘短期入所生活介護事業所〉

1 日常生活介護

- (1) 日常生活全般の介護及び援助を実施した。
- (2) 入浴、食事、排泄、口腔衛生、更衣等必要な介護・支援の提供を行った。
- (3) 排泄用品、寝具の提供及び洗濯等の衛生管理を行った。
- (4) 日常生活での目的のある離床を促した。
- (5) 季節感のある行事等の提供を行った。
- (6) 個別希望の受け入れと対応を行った。
- (7) 通院、外出の援助を行った。(特養)
- (8) 認知症の方への適切な介護の提供を行った。
- (9) 送迎(短期)

2 機能訓練

- (1) 理学療法士を中心に、機能維持に向けた生活リハビリや個別の訓練を実施した。
- (2) 日常生活の維持・自立に向けた訓練計画の作成及び訓練を実施した。
- (3) エアーマット、ベッド・車いす等福祉用具の点検管理、体位変換用品の管理を行った。

3 行事・生きがい活動

- (1) 感染症予防を講じながら、季節感ある荘内行事を実施した。
- (2) 感染予防対応として、職員による書道や華道等の活動機会を提供した。
- (3) 感染予防対策に配慮しつつ、レクリエーション・ドライブ・個別の生きがい活動を実施した。

4 食事・口腔ケア・入浴

- (1) 美味しく楽しい食事の提供と季節感を感じることが出来る食事を提供した。
- (2) 身体機能や口腔機能に応じた食事及び食事用具を提供した。
- (3) 姉妹施設の歯科医師及び歯科衛生士の協力を得て、口腔ケア向上を図った。
- (4) 食中毒の予防に努めた。
- (5) 食事環境の管理と整備を行った。
- (6) 食事提供前に検食を実施することを徹底した。
- (7) 栄養ケア計画等を作成し、栄養面から生活機能の維持・改善を図った。(特養)
- (8) 食事面で加療を要する利用者に対し、療養食を提供した。
- (9) 気持ちよく入浴していただけるよう、環境の改善に努めた。

5 医療

- (1) 疾病の予防、早期発見、早期治療に努めた。
- (2) 健康管理に努めた。
- (3) 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染予防対策を徹底した。
- (4) 感染症の発症や蔓延予防の為、清掃活動を徹底した。
- (5) 外部への受診が必要な利用者に対して、通院を計画・実施した。(特養)
- (6) 新型コロナウイルス及びインフルエンザの予防接種を実施した。(特養)
- (7) 救急時に備えて多職種との連携を取るよう心掛け、医療教育を徹底した。
- (8) 褥瘡対策委員会を設け、予防に向けた取り組みを強化した。
- (9) 本人や家族の意向を尊重しつつ、各種専門職が連携を図り看取り介護を行った。

6 地域との連携

老人介護支援センターこじか荘を中心とし、地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所、民生委員等との連携に努め、円滑なサービスの提供を行った。

7 会議(短期)

サービス担当者会議に参加し、情報交換及びサービスの円滑な提供に努めた。

〈こじか荘通所介護事業所〉

1 指定通所介護・第1号通所事業の提供

(1) 送迎

自宅又は付近の定められた場所まで車輛で送迎を行った。

(2) 健康チェック

迎え時には、本人及び家族の健康確認を行った。また、サービス提供開始時には、看護職員により血圧測定、服薬の確認、検温及び問診による健康チェックを実施した。

(3) 生活相談

心配や悩みの相談を受け日常生活用品、介護用品の相談に応じた。

老人介護支援センターこじか荘・居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターとの連携を図った。

(4) レクリエーション

ゲーム、四季の行事、手工芸などを実施し、楽しみを提供した。クラブ活動(ちぎり絵・縫製・園芸)で利用者自身が意欲を持って取り組めるものを用意した。

(5) 入浴

入浴サービスを提供し、身体の清潔保持に努めた。

(6) 食事

栄養のバランスのとれた食事を提供した。管理栄養士による栄養指導を行った。必要に応じ食事介助を行った。選択食を実施した。

(7) 栄養改善

低栄養状態にある方、又はその恐れのある方に対し、栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施した。

(8) 口腔機能向上

口腔機能の低下している方、又はその恐れのある方に対し、口腔機能改善の為に計画書を作成し、これに基づく適切なサービスを実施した。

(9) 個別機能訓練（通所介護）・運動器の機能向上（第1号通所事業）

日常動作訓練に加えて、身体機能の低下が見られる方、又その恐れのある方に対し、作業療法士等の専門職からの助言や指導を行い、個別機能訓練計画・運動機能向上のための計画書を作成し、これに基づく適切なサービスを提供し評価、改善を繰り返し実施した。

又、利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、その後3か月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直しを行った。

(10) 生活衛生

快適かつ衛生的な生活環境の確保に努めた。

ひげそりや爪切りなどのサービスを提供した。

(11) 状況調査

利用者の置かれている状況や環境等に緊急対応の要否について、その内容により老人介護支援センターこじか荘及び居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと連携し、適切な対応に努めた。

2 地域との連携

老人介護支援センターこじか荘等と連携に努め、円滑なサービスの提供を図った。

災害への対応は地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるように努めた。

3 会議

サービス担当者会議及び地域ケア会議に参加し、情報交換及びサービスの円滑な提供に努めた。

〈老人介護支援センターこじか荘〉

1 老人介護支援センター運営事業の実施

(1) 基本事業

在宅介護等に関する相談に対し、電話、面接及び家庭訪問等により総合的に応じた。

各種の保健福祉サービスの紹介や利用方法等に関する情報を提供した。

地域包括システム構築へ向けて、地域包括支援センター、市町村等関係行政機関との連携に努めた。

(2) 生き生きサロンへの訪問を行った。

「おまかせ一座」でサロン訪問時、民生委員との連携時等、地域包括ケア推進の理念に則り、地域貢献に努めた。

令和4年5月18日：辻サロン

令和4年9月28日：プラチナクラブ

令和4年10月19日：辻サロン

令和5年3月16日：花水木の会

令和4年11月6日：敷地ふれあい祭り

(3) 地域行事への参加。

令和4年6月26日：みどりヶ丘周辺の溝掃除、缶拾い、草取り

令和4年7月30日：三良坂町平和公園清掃作業

令和4年7月31日：吉舎親水公園清掃作業

(4) 認知症カフェの活動及び協力を行った。

令和4年4月、5月、6月、7月、10月、11月、令和5年3月、第1木曜日「こじか104」実施。

令和4年4月、5月、6月、9月、10月、令和5年3月、第4火曜「陽だまりカフェ安田」支援。

(5) 通所介護の推進事業への協力を行った。

2 地域との連携

(1) 相談依頼や見学の要望に応じるよう務めた。

(2) 関係市町村及び地域の相談協力員等との連携を図った。

3 会議

(1) 行政や他支援センターとの連携を図った。

〈こじか荘居宅介護支援事業所〉

1 指定居宅介護支援事業

(1) 利用契約者に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）を提供した。

(2) 介護予防サービス計画（予防プラン）を受託し立案した。

2 地域との連携

(1) 市町村、居宅サービス提供事業所、民生委員等との連携に努めた。

(2) 相談者の積極的な受入を行った。

3 会議

居宅サービス提供事業所等との調整・連絡会議を行った。

サービス担当者会議を企画し、情報交換及びサービスの円滑な提供に努めた。

4 ケアプランの点検

毎月のチェック日を決めて点検するよう努めた。

【各事業所共通事業内容】

1 ボランティアの受け入れ

(1) 感染予防を考慮しながら、散髪、荘周辺環境整備ボランティアを受け入れた。

(2) 新型コロナウイルスの感染等により、地域の園児、児童、生徒及び学生等のボランティアの育成、交流は実施できなかった。

2 研修

職員の専門性と資質向上に努めた。

(1) 人権啓発学習及び倫理・法令遵守の研修会を計画し、感染予防を優先する時は、資料提供で啓蒙した。

(2) 各種団体・機関が主催する研修に参加した。

- (3) 感染予防が最優先と考え、集合型の研修会への参加は控えた。また、施設内研修も新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら開催の可否についてはその都度検討した。
- (4) 各種資格取得の奨励と支援を行った。今年度は、介護福祉士合格者1名。
- (5) 事故防止、感染症予防対策、身体拘束防止、認知症ケア、苦情解決、個人情報保護、高齢者虐待防止、褥瘡予防、ターミナルケア及び精神ケア、非常災害時の対応に関する研修等を実施した。

3 非常災害対策強化

避難・救出訓練は実施したが、コロナ禍の対応を優先したため、地域住民の参加には至らなかった。

災害が発生した場合、必要な介護サービスが継続的に提供出来る体制を構築するために、業務継続に向けた防災用BCP計画等の策定、研修及び訓練（シミュレーション）は実施出来なかった。令和5年度で努力義務期間が終了する為、次年度中の作成を必須目標とする。

4 感染症対策強化

委員会の開催、指針の整備、研修会の実施と共に、感染症が発生した場合、必要な介護サービスが継続的に提供出来る体制を構築するために、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練（シミュレーション）は実施出来なかった。令和5年度で努力義務期間が終了する為、次年度中の作成を必須目標とする。

5 環境美化及び施設整備

- (1) 施設利用者の心地良い生活環境づくりを徹底した。
- (2) 施設内の防臭対策を徹底した。
- (3) 施設内外定期清掃の企画と実施

感染症予防を優先した為、業者委託によるワックス掛けは見送った。

- (4) 施設設備の整備・修繕、必要品の更新の実施

〈特養〉

(修繕)・食堂パーテーション・空調室外機ガス抜け

(更新)・食堂エアコン1式・調理室エアコン1式・介護用ベッド3台
・デスクトップパソコン1台

(新規)・体位変換機能付きエアマットレス2台・リクライニング車椅子1台

〈通所〉

(修繕)・特殊浴槽操電磁弁交換・自動水栓取り替え

(新規)・10人乗りリフト付き福祉車両1台・タブレット端末1台

〈短期〉

(更新)・スロープ付軽乗用車

- (5) 施設及び備品の破損等への早期対応を行った。

6 サービス評価の実施

提供サービスに対する自己評価の実施及び改善への取り組みを行うとともに、ホームページへの掲載などの公表に努めた。

7 苦情解決への取り組み

苦情解決体制の充実と苦情受付時の慎重かつ迅速な対応を図った。

8 個人情報保護への取り組み

個人情報保護法に則り、個人情報の保護体制の充実を図った。

9 その他

- (1) 事業報告書（活動報告）や広報誌を作成した。
- (2) 業務マニュアルの見直しを行った。
- (3) 命令系統の遵守による組織の強化を図った。
- (4) ホームページの充実に努めた。
- (5) 職員の福利厚生の充実を図った。
- (6) 職員の健康管理に努めた。
- (7) 介護事故の発生の原因を多職種で協議し、個別の再発防止対策を講じた。
- (8) 高齢者虐待防止、身体拘束防止のための研修会を開催し、取組の強化を図った。
- (9) 多職種連携と家族・地域との連携に努めた。
- (10) 業務管理体制の充実を図った。
- (11) 防災・防犯管理体制の充実を図った。
- (12) 有事に備えて、毎月「らくらく連絡網」を活用した一斉メール送信のテスト送信を行った。